

事業所の皆さんへ

市・県民税は特別徴収で納めましょう

特別徴収は、事業所等が従業員の給与を支払う際に、所得税などのように市・県民税を給与から引き落とし、まとめて市町村へ納入する制度です。普通徴収によって行う納付は、従業員が年4回行う方法ですので、納め忘れの原因になっています。

パートやアルバイト等を含むすべての従業員から特別徴収することが法律で義務と定められています。まだ特別徴収を実施していない事業所のご協力をお願いいたします。

特別徴収の方法



事業所の事務

- ①従業員の税額計算は市で行いますので、所得税の源泉徴収のように、毎月の金額を計算したり年末調整したりする手間は全くありません。
- ②特別徴収税額の通知書を送付しますので、通知書に記載された税額を、毎月給与から引き落とし、翌月に市に納入します。
- ③従業員が常時10人未満の事業所は、市の承認を受けると、年2回の納入にできる特例があります。



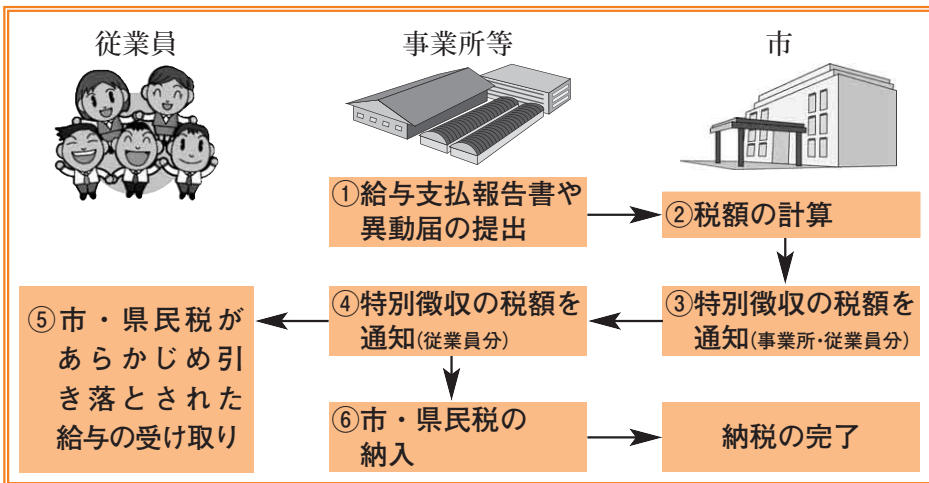
※従業員からの引き落としは毎月行います。

従業員のメリット

- ①毎月の給与から市・県民税が引き落とされますので、納め忘れがありません。
 - ②年4回で納付する普通徴収に比べると、一回の納付金額が少なく納めやすいです。
- 特別徴収ができないかた**
次のような従業員の特別徴収はできませんのでご注意ください。
- ①給与が毎月支給されないかた
 - ②既に見職しているかた
 - ③市・県民税の税額が、給与の支給額よりも多いかた
 - ④他の事業所等で特別徴収をしているかた



特別徴収の流れ



特別徴収への切り替え

年度途中での切り替え

特別徴収していない従業員の普通徴収分の税額のうち、納期限が過ぎている分は「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」を提出すると特別徴収に切り替えることができます。

届出書は、市ホームページからダウンロードできるほか、電話での請求も可能です。

※24年4月1日時点で65歳以上のかたの年金所得に係る普通徴収分を特別徴収に切り替えることはできません。

翌年度での切り替え
24年度中に特別徴収への切り替えが間に合わないために、やむを得ず25年度から切り替える場合は「平成25年度給与支払報告書」(25年1月31日提出期限)の総括表(表紙)に「特別徴収」と朱書きで記載して提出してください。

この手続きを行う場合、既に退職しているなどの理由によって、特別徴収ができない従業員の分は、仕切紙を入れるなどして区分してください。

問い合わせ・届出書請求先
税務課市民税係

☎43-7033

※届出書のダウンロードは、市ホームページ(申請・届出用紙ダウンロード)画面から「特別徴収」で検索してください。

